

## 平成29年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成29年11月27日(月)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	平成29年11月27日 午後 13時 53分 開会			
	平成29年11月27日 午後 17時 04分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正
	2番	謝花 喜美	6番	比嘉 盛和
	3番	大城 司	7番	米須 清和
	4番	鈴木 江美子	8番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	2番	謝花 喜美	6番	比嘉 盛和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>はい、では始めます。</p> <p>では、今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子（くわえ えりこ）さん、議事録署名委員には、2番 謝花 喜美（じやはな よしみ）委員、6番比嘉 盛和（ひが もりかず）委員を指名します。
議長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告) 報告1 各種団体スポーツ大会について
議長 (日程第4)	では、日程第4に入る前に、報告を行います。 「議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、会議の議題となる前に、事務局より議案撤回の申し出がありました。申請者により取下げ願いがあったとのことで、議案撤回の申し出がありますので、議事、議事日程より削除いたしますので、ご了承願います。  日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第48号 非農地証明願について 議案第49号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて 議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。  本日提案された議案第46号から第52号までですが、そのうち現

	地調査を必要とするのが 7 件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩 (現地調査) 午後 13時 57分 再開 午後 15時 48分
議 長	休憩前に引き続き再開します。  ただ今より、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、3条申請の内容を説明)  事務局といたしましては、3ページから6ページにあります【別添】「3条調査表」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、議案第46号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
議 長	ご意見は、ございませんか。 (質疑なしの声あり)
議 長	では議案第46号について異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第48号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第48号「非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 7ページをお開き下さい。すみません。8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
事務局	休憩お願いします。
議長	では、ちょっと休憩しますね。
	<p>休憩（資料確認） 午後 15時 56分      再開 午後 16時 05分</p>
議長	再開します。ただ今、議案第…
事務局	うちの事務局の説明を入れます。
議長	はい。
事務局	<p>はい。以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今、議案第48号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>議案第48号について異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	議案第48号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	<p>続きまして、議案第49号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第49号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>9ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)</p> <p>次のページをお開き下さい。</p> <p>利用権の設定等を受ける者、譲受人が7名、利用権の設定等をする者、譲渡人が7名です。</p> <p>設定筆数は15筆、合計面積 22713m<sup>2</sup>。内 賃貸借5筆、使用貸借が10筆となっています。</p> <p>(議案書に基づいて、利用権設定関係の個別の内容を説明)</p> <p>以上、事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第49号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
事務局	事務局から補足説明少しよろしいでしょうか。
議長	はい。どうぞ。
事務局	<p>すみません。事務局のほうから少し補足ですね。今回の利用権設定についてなんですか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用権設定関係の整理番号2から6について補足説明</li> <li>○ 利用権設定関係の整理番号7番・8番について補足説明。</li> </ul> <p>続けて、整理番号15番について補足説明</p> <p>はい。以上です。</p>

委 員	聞いていいですか。
議 長	はい。どうぞ。
委 員	○○○さんの所有の土地って、去年買ったところってこと。去年か、一昨年か。どこの場所これ。あんまり番地、番地ではわかんないんすけど。
事 務 局	すみません。事務局の方では、ごめんなさい。手続きなにか、総会にかけたとかは、ちょっと、までは確認とってないです。
委 員	この辺、○○○さんが持った土地、もともとの土地は、3年前くらいの補助事業で多分、だったところは○○○さんが建てたと思うんですけど。一昨年ぐらいにあの一〇〇いや、ちがつ〇〇〇〇〇〇さんから買ったところが近く…
事 務 局	あ、ここなの？
委 員	であるのと。あとは、えーっと簡易パイプのがちょっとあると思うんですけど。
委 員	○○○（地番）は、だいぶ奥のほうじゃなくて、手前の方なんですけども。買ったとこかなあってなんとなく、なんとなくちょっと、地番だけだと場所わかんないんですけど、買ってすぐのところ（申請人）○○○さんに貸してハウス事業受けるって感じなのかな。 …わかんないね。
事 務 局	すみません。そこ、あの一〇〇〇さんが、いつ、こう、また、購入した土地かどうかまではちょっと調べてなかったので、今すぐには、ちょっと回答できないんですけども。
委 員	まあ、（申請人）○○○さん自体は、農業ちゃんと、しっかりやってるんで。補助もたくさん取ってるんで、問題ないと思うんですけど。買ってすぐのところだと、まあ、いいんでしょうけど。うん。いいんでし

	ようね。
委 員	兄弟でしょう。
委 員	ん?
委 員	(申請人) ○○○と兄弟でしょう。(申請人と土地所有者が)
事 務 局	買ってすぐの農地を、短期間で動かすのはあまり良くないっていうのは、ちょっと…いわれてるんですが。
委 員	ようは、補助事業のあれでやってるわけでしょ。
事 務 局	補助事業をいれるところは、ここです。と、うちは聞いて(利用権の申請があつて)そのまま受けて、受けているという…
議 長	補助事業で(申請地) 買ったわけ?
事 務 局	ううん。買ったわけじゃないです。ハウス導入するそうです。
議 長	あー、ハウス。
議 長	○○○(土地所有者)が受けるわけでしょ、けっきょく。
事 務 局	いいえ、(申請人) ○○○さんが受けるんです。
委 員	まあ、親子間、兄弟、兄弟だから。
委 員	問題はないと思うけど。ただ、すぐ買ってすぐあの一貸して補助事業受ける…
委 員	まあ、いいんでしょうね。きっとね。
委 員	まあ、全然関係ない人じゃないしね。

委 員	家族ということで。
事 務 局	農地を貸し借りで利用することには、変わりがないので、事務局は、問題ないかなという判断だったんですが。
事 務 局	まあ、ちょっと短期間で動いているのか、どうかはちょっとあとでまた調べて、調べておきます。
議 長	はい。よろしいですか。よろしいですか。 ただ今、議案第49号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第49号について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第49号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を説明いたします。  お手元の資料 12ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、5条申請の取下げ願いについての内容を説明)  以上です。
議 長	議案第50号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見ございませんか。
議 長	質問ございませんか。

事務局	事務局よりよろしいでしょうか。
議長	はい。はい、どうぞ。
事務局	はい。今回の取り下げ願いですが、先ほど説明した通り、新たに5条の許可申請をですね、行いますので、そこでまた、詳しく、ちょっとまた補足なり、説明を入れたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。
議長	はい、では、議案第50号について、異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから、議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明いたします。 えーお手元の資料 13ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、事業計画変更承認申請の内容を説明)  以上となっております。
事務局	すみません。事務局より補足を入れます。
議長	はい。
事務局	※ 番号1・2について補足説明。  ○当初の計画は、宿泊施設での転用計画だったが 資金が厳しいということで、今まで転用されていなかった。 ○今回、宿泊施設と資材置場と2つに分けて申請 ○同時に、5条申請も出ているため、そこで説明を行う。

	以上です。
議長	<p>ただ今、議案第 51 号の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>質問ございませんか。</p>
委員	4 階建て？
事務局	<p>4 階建て。ですね。すみません。ではもう 1 点事務局より補足説明です。</p> <p>お手元に配られている資料ですね。設計図が書かれているものがあるかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料を見ながら、宿泊施設の設計、配置などの確認と説明。</li> <li>○ 続けて資料を見ながら、資材置場の位置を確認。</li> </ul>
委員	この 4 階建てって、村の景観条例には、あてはまらない？ 4 階建て。あてはまる？
事務局	はい。景観条例も出しているみたいです。けど。はい。もう、同時進行というか…というような形。
委員	これ確認できたのか。この間の面接のときには確認しておきなすという話でしたよね。
事務局	あの、あの、あ、これちょっとまだ、確認していないですね。
委員	まだ確認していない。
事務局	確認していないですね。はい。にしても同時進行で、もう、なってく、やる形になりますね。

委 員	景観条例って高さがあるが、これ基準は、基準は道路を基準にするのかな。
委 員	掘り下げみたいになっていくわけでしょ。
委 員	<p>これ面接やったときに、この申請者の人からもちょっと聞いたんですけど、ただ実際の担当は、まだ確認していないってことなんで、わからぬんですけど。</p> <p>これ、入口が1階、道路の辺で、上いっちゃんてるか知らないんですけど、基本的には、下に伸びててるんで、あの一景観条例のその考え方が、どうかは、よくわかんないけどっていう話はしていた。ただもうそっちのほうには、確認をとって、あの一手続きに関しては、調整してっていうことは申請者の人は言ってましたけど。実際にされてるかは、まだ、確認はしてないですね。</p>
事 務 局	あとでちょっと確認して。
委 員	はい。
委 員	4階あるうちの、ようは3階部分が道路と…してない形。
複 数 委 員	うん。
委 員	ただ、実際には、これ高さが何m以上って、あの一
委 員	本来はあるべきなんだよね。
委 員	あるんで多分、これ下から測るのが普通じゃない。って思うけど。
委 員	だからこれ、これある意味、半地下になる、なったっていう申請になつても構わないが。
委 員	まあどこが、どこが、そのね。道路から考えればそうだし。こっちの海岸線から考えれば上だし。

委 員	基本的に地下ってことに。
委 員	地下なのか、上なのか、下なのか。 うん、埋まってるわけじゃない、からね。傾斜地だからね。
委 員	これ多分、この道路以上に、基準にしたら地下下に見えるってことだよね。
委 員	これ景観っていうのは、あの一結局、全体図を見たのが、景観でしょ。たとえば、ほら道路からみたら1階にしかならないんですけど…。
委 員	遠くから見たらね。
委 員	近くでいる、いると、その、高さがあるじゃないですか。だから自分たちの浜にもそういう、景観条例がどうのこれなってるけど、色々、あのー、吟味もしたんだけど、どうでもいいみたいな感じだったよ。あとから、あとから、あとからなって、ね。
委 員	あと、まあ景観条例のこれ対象になるかならないか、これ面積の設定もあるんで。100%景観条例の規定、申請の項目にはなると、は思うけど。ただ景観条例って、あの、地元の説明会ちゃんとして下さいよとか、周辺の色に調和して下さいよとか、あんまり、強制力がないように。
委 員	ないみたいですね。
委 員	感じますよね。
委 員	だから地元の説明会の時に出た要望を、申請者的人に、気を付けてくださいよっていうぐらいの。
委 員	そうそうそう。そう。
委 員	で、説明会をちゃんと開いてくださいよ、とか。

委 員	そういう説明でした。
委 員	周辺に迷惑かけないように、調整だけとってくださいよっていう感じには聞こえるんで。地元説明してんかな。わかんない、してるのか、知らないんですけど。
委 員	ちょっと（説明会は）まだですね。（地元委員）
委 員	<p>あとこの、申請の人に面接をしたときに、この土地の隣。これでいくとこの下かな。こっち側に1筆はさんで、1筆だか2筆はさんで、その隣、開発、さらに大きい開発の、今、計画を申請、調整してるらしくて、で、（申請地は）これ自体は、3,000 m<sup>2</sup>を切ってるんで、開発許可が3,000 m<sup>2</sup>以上らしくて、開発許可ついう手続きの対象からは外れてるらしいけど、この、隣のほうは、これから出てくる。</p> <p>ただ農地は、農地と農地以外の土地もあるみたいなんで、農地転用がどれくらいかかるか知らないんですけど。あとから出てくる申請地のほうは開発許可の案件らしくて、これは開発の担当、と調整はしてるって、申請事業者的人は言いましたけど、その確認もして下さいということで（事務局は確認）しているのかな。</p>
事 務 局	あ、これは、やってる。ですね。
委 員	もう申請はしてるってことですか。
事 務 局	あつ、あの確認ですね。あの一、開発許可にあたらないというような3,000以下。
委 員	下のほうは、開発許可にあたるほうの案件は、もう相談なり申請はしてるってことですか。
事 務 局	下のほうはもう開発許可にあたるからということで。はい。認識はしてるみたいですね。あのーこちらに申請、やってるかどうかわからないんですけど。
委 員	わからないってことですか。

事務局	まだ、はい。えー、あれは12月の次の、次にあのあげたいというごとで、ありました。
委員	開発がかかわると…
委員	これ、一応もう書類はあがってきてるってことですか。
事務局	あー、はい。書類はあがってきてます。
委員	今の申請?
事務局	今回の申請に関しては、3,000 m <sup>2</sup> 以下、なっているので開発許可は基本的に、ない、案件になってます。宿泊施設と、資材置場と2つに分けて、分筆もするということです。  で、所有権も移転するということになるんですけど。
委員	これ、ようは、この分筆して…
委員	今、申請あがってるのは、話は、だいたいみえてるんですけど、あとからっていう話ですよ。
事務局	あつ、あとからのところは…
委員	もう1このほう。
事務局	もう1このほうは、えー…
委員	もう書類もあがってるんですか。
事務局	これは、すみません。まだ確認はしていないです。
委員	はい。わかりました。

委 員	<p>で、これ実際には、排水がどうするとか、細かい書類もついてるのか もしれないんですけど、こんだけ大きいものを書類チェック、僕、パラパ ラってみたけど、こんなのチェックしきよう、やれよう、やりようがない んで。あのいいだ悪いだというのをこんなところでチェックはでき ないんで。これは開発のほうなり、なんなり建築なら、なり、チェック してもらったことの前提で、こう農地に支障がないぐらいのことでの審 査しかできないと思うんですけど、その辺の確認を、事務局にして欲し いんですけど、一応、まだやってないってことなんで、まあ、よくわか んないっていう。</p> <p>でも、ただこれきたときに申請者の人が、ま、排水なりなんなりは、 最終的にはこれ合併浄化槽でかいやつ多分作って、下に流すみたいなん ですけど、工事自体は、こ、こっち側の下のほうから海に近い方から、 その、なんか、こう一気に流れないように、なんかこうやる、やってく 計画らしくて、水がこう一気に流れて、海を汚すようなことにならない ような設計になってるっていうことは口頭では説明受けたんですけど。 細かく聞いても、僕には理解できないんで。ちゃんと環境にも配慮した 計画ですよというぐらいしか面接では聞いてません。まあ、農地には、 これは海の、海の話なんで、まあそれは。</p>
委 員	管轄外だもんね。
委 員	それはまあそっちのほうでと、開発許可の対象外になってるんで。
委 員	これ漁業組合との関係あるの。
委 員	ちがう。3,000 m <sup>2</sup> わって2筆に分筆するわけでしょ。
委 員	これは漁業組合というから、排水は
委 員	いや。排水は別に赤土防止だから
議 長	<p>じゃ、採決しますね。</p> <p>議案第51号について、異議はございませんか。</p>
委 員	んー…。

委 員	もう一回。もう一回しよう。
委 員	これ 5 条で一括審議でいいんじゃないですか。
議 長	ちょっと休憩しましょう。
	<p>休憩 午後 16 時 16 分      再開 午後 16 時 40 分</p>
議 長	<p>では休憩前に再開します。      議案第 51 号について、次の第 52 号に案件がありますのでそこで、議案の可否を、行いたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>それでは、次の議案に審議を行います。</p> <p>続きまして、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 14 ページをお開き下さい。      (議案書に基づき、5 条申請の内容を説明)</p> <p>説明いたしました申請内容及び現地確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
事 務 局	はい。事務局より少し補足を入れさせて、いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長	はい。どうぞ。
事務局	<p>はい。番号1番の〇〇〇の件なんですけども。</p> <p>前の議案で取下げ願いが出たところですが、当初の計画は一般住宅のみの建設予定だったんですが、店舗（美容室）も一緒に増築したいということで、住宅のすぐ隣に、店舗を構えたいということがありまして、今回取下げと5条申請の同時申請が出て、おります。</p> <p>今回現場は確認しておりませんが、資料のほうでですね、こう設計図がある…もの。</p>
	※ 資料を見ながら、申請地と設計図を確認する。
議長	学校の後ろ？
委員	そうです。そうです、学校の後ろです。
事務局	<p>(資料を見ながら) 車が2台手前に止まっているんですけど、その上に、すぐ上に、あるものが、ここが店舗になるそうです。で、奥が住宅。本人達の住宅になるという計画に変更となっております。</p> <p>それから、番号2番は、まあ現場確認したように〇〇〇(申請地)のところですね。こちらは親子間での贈与で、一般住宅建設のための所有権移転となっております。</p>
事務局	配置図は(資料に)こちらに、順番よくのせてますので。こちら、ごらんになって…。
事務局	番号3の〇〇〇原〇〇〇番地のところですね。一度、駐車場で、(申請が)出たところです。〇〇〇(建物の名称)の後ですね、場所でいえば。番号3です。今回別荘で建築、別荘建築しますよいうことで所有権移転がきております。
事務局	はい。申請だけしてですね、住宅とか立てない場合(転用しない)と

	かたまにあつたりしますので、こういうのがないように、強く、言ってですね、申請者に言ってます。
事務局	<p>それと、番号4のですね、(譲渡人)〇〇〇〇〇〇さんから(譲受人)〇〇〇〇〇〇さんへの宿泊施設及び駐車場での所有権移転なんですが、ここ(譲渡人)〇〇〇さんが、基盤法で3年…3年前ぐらいに、売買をしていた土地だったので、ちょっと短期間での、所有権移転になるものですから、理由を、理由書を出していただいております。</p> <p>3年ほど前の時は(譲渡人)〇〇〇さんも〇〇〇(今帰仁村内)に住所があったんですけども、あのーもう、ちょっと、えー諸事…なんだっけ、あれ…</p>
委員	家庭の事情って書いてありましたよ。
事務局	家庭の事情って書いてました？(担当へ尋ねる)
事務局	家庭の事情…まあ家庭の事情ということで。
事務局	<p>(譲渡人は)宜野湾のほうに移っていてですね。体調面もあるのかな。ちょっと年齢もあって。こちらに通って農業することが難しいと、本人達のほうからの理由書がありまして、今回、(譲受人)〇〇〇さんへの所有権移転、宿泊施設、駐車場でということですね。(譲受人)〇〇〇さん自身が、この土地の前でレストラン、お店を作る計画でもうすでに造成、建物建てるように建築を始めていますので、そこと一体で使いますということで申請がありました。</p> <p>5番、6番については、先ほどの事業計画変更にあった件ですね。宿泊施設が、3,213m<sup>2</sup>のうち、2,997m<sup>2</sup>。残りの216m<sup>2</sup>についてですが、資材置場で使用したいと、いうことです。で、こちらも分筆を行って、やります。ということですが、他にもっと〇〇〇内(同地区内)で、開発の計画があるということで、そこの資材置場としても利用したいという、ことで申請者からお話をありました。</p> <p>補足は今、以上です。</p>
議長	はい、どうぞ。

委 員	<p>えっとですね、さっきからこう色々こう揉めてとかそういうんじやなくて、こうちょっとね、3,000m<sup>2</sup>を切るためのあれでないかといふんだけれども、皆さんこれで納得したのかな。別に反対するあればないんですけども…</p> <p>ただ、こう主旨としては、そうだろうというのがあるんで。どうしてもね、3,000m<sup>2</sup>切るために。ちょうどね、3ha、3,000切ってるもんだから。土地改良のど真ん中にもないし。ま、これ以上専門のことになると、僕なんかではもう対応できない。</p>
事 務 局	すみません、事務局からですが、5番と6番のこの（申請地）〇〇〇〇〇〇原…については、昭和の57年にあの、農地転用いったん出ているところなんですよ。当初（計画者の）〇〇〇さんのはうが、資金繰りがちょっと難しいということですと今まで転用してこなかったという経緯がありまして、今回新たにするということなんですけども。
委 員	自分、農業委員会になってこんな（申請）の初めて、だと思う。
委 員	農地的にはね何も僕は問題ないとは思うんです。もう、見たらもうあそこ、すべて、ほとんどが耕作されてない場所なんで。ま、なければそれでいいんじゃないですか。
議 長	他にご意見ございませんか。はい。
委 員	一応、ちょっと。
議 長	はい。どうぞ〇〇〇（委員）さん。
委 員	<p>これ、一応、57年か51年に所有権移転、5条の許可が出て名義を変えはしたけど、そのまんまほったらかしになってたっていう形なってるんですけど。</p> <p>これ1番と5番、6番が何が違うかって、1番は、まだ許可出てないんすよ。許可が出てない状態で、内容にちょっと変更があったので、取下げをして出し直しさんですけど、（5番、6番）〇〇〇のはうは、も</p>

	<p>ういったん許可が出て、のやつなんで事業計画の変更なんんですけど。一般的な農地法の考え方で行くと農地転用が許可されると、事業がされなくても、ほんと最近だと事業が完了するまで、報告書出せっていう風に法がちょっと改正されて、いま、そうなってるんですけど、昔は、そういう報告義務を甘かったんで、ただ、税のほうで調整されてて、農地転用されると、高い課税がされるっていう法的な措置としてあるんですよ。これはもう公平を保つために、農地転用したものは、もう農地を放棄したんで、高い課税をして、バランスをとるっていう風にしてるんですけど、今帰仁は、ま、こここの土地に関しても税のほうは、上げてないんですよ。低い税のまんまずつとされてたってことでペナルティもないし。</p> <p>許可とって、名義だけ変えて、で、できなかつたんで、ま次のひとみたいな。関連会社みたいんですけど。感情的には、あんまり、いい気がしないんですけど。ただ、ここ農地として使えるかというと、農地としてはもう使う方向性は全くないって地元の人もきっと思ってるところかなと思うんで、支障はないと思う。</p> <p>事務局のほうで、考え方の整理だけしておいて欲しいと思って、面接の時で確認した内容で書類揃えといてくださいよって要望は言ってあるんですけど。その書類が整わないまま、総会にかけてることが、腑に落ちないところではあるけど、この案件自体は、もう5条も一回出てるし、農家が持てる土地でもないし、現況も原野化されてるんで、しようかないのかなと思うけど。不許可になるような案件ではないとは思うが、貸し資材置場としての要件がなんにもチェックされないままなんで、今の書類に何も、その書類は今、要求してるけど揃えてないみたいなんで。それだけは、揃えて欲しい…ですね。県に進達するまでには。</p> <p>これはもう面接の時に確認はとつてあるんで。自分のための資材置場とすると、この人（申請人）法人登記簿みても、資材置場の必要な事業業種じゃないんで、これだと申請おかしいんじゃないですかっていうことで、申請者に聞いたら、別のところを開発するときに、どっちみち資材置場が必要とのこと。</p>
委 員	おかしな申請出してますよって感じ。
委 員	余ってる土地があつたんで、ちょっと…

委 員	だから、これきくと一時転用でしょみたいな話はするんだけども、まあ、県にあげて県が判断するでいいと思う。法的には知りませんけど、許可要件どこに当てはめるんだろうか、ちょっと思いますけど。これはもう県に委ねるってことで「異議なし」かなって、個人的には思いますね。
委 員	難しい。
委 員	書類はある程度揃えて、県にあげたほうが。他のところのための資材置場っていう話なんで、じゃ他の計画の書類を、この総会まで時間、あのときはえーっと月曜日まで、何曜日だっけ。
事 務 局	17に面接したので。
委 員	面接やって、24日までには揃えてくださいっていう話して、話したはずなんだけど、今それは揃ってないって話なんで、それ揃わなければ、ここにはあがってきてないはずって僕は思ったんだけど、あがってきてるんで、あのーまあ、蹴るほどでもないって僕は思うけど。 書類は揃えてほしいですね。
事 務 局	はい。すぐ確認して。
委 員	あと、あの時出たのは、契約…契約書もないと思うんだけど、まあ、とれる（提出できる）範囲で、貸し資材置場（の契約書）
事 務 局	契約書はあのー
委 員	次の事業者と、次のね。貸す相手だから、まだ決まってないのか知りませんけど、あの時も少しは同じ話したと思うけど。
事 務 局	そう、そう…ですね。なんか、貸せる相手は、なんか決まっていて、口約束みたいな感じでやってるような感じです。

委 員	<p>そんなことちょっとと言ってましたよね。書類も作ろうと思えば、作れるような話をたぶんあの時でしてたので。</p> <p>これは、もう県と協議して、あのー、揃えてくださいねっていうのは面接の時に、言ったと思うんだけど、それを連絡してないってことですよね。特に何も。</p>
事 務 局	あー…
委 員	<p>で、そのまま総会にあげてるんで、うん。要求するものは、ちゃんと要求してもらったうえで、ほんとは総会あげて欲しかったんですけど。</p> <p>まあ、みんなが「不可」って言えば「不可」でもいいんですけど、「不可」にしないまでにも、そのそれらの、最低限の書類はある程度揃えて、で、県に進達、したらどうかなって個人的には思いますね。</p>
事 務 局	それも確認してですね。今いった書類も出してもらって、そのあと県に進達、する、するような感じで。
委 員	ほんとは、その書類を今、というかこれ（総会）よりも前に、24日までって言ったんで、それで、それが揃ったうえでここにあげてくるように事務局にしてくれないと、他の案件もこんなんばっかなんで、うん。せっかく面接やってるんで。
議 長	努力しましょうね。
委 員	うん。お願いします。
議 長	はい。他にご質問ございませんか。
議 長	よろしいでしょうか。
委 員 一 同	はい。
議 長	採決します。はい。どうぞ。

事務局	休憩お願いします。
議長	では、休憩します。
	休憩 午後 16時 59分 再開 午後 17時 03分
議長	再開します。議案第51号と地議案第52号について可否を求めます。議案第51号および議案第52号について原案通り可決してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第51号、52号については、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

